

平成22年度労働時間適正化キャンペーンの概要

1 実施期間：

平成22年11月1日（月）から同月30日（火）までの1か月間

2 重点事項：

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
 - ・時間外労働協定（36協定）は、「時間外労働の限度に関する基準」に適合したものとする
 - ・特別条項付き36協定等により月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月45時間以下とするよう努めること等
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること
 - ・産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること等
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
 - 賃金不払残業を起すことのないようにするため、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置について示した基準を遵守すること等

3 主な実施事項：

- (1) 使用者団体及び労働組合に対する協力要請
 - 使用者団体及び労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行います。
- (2) 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施（11月6日）
 - フリーダイヤルを設置し、都道府県労働局の担当官が、長時間労働、賃金不払残業などの問題の解消を図るため電話相談に応じます。
 - 実施日時： 11月6日（土） 9:00～17:00
 - なくしましょう 長い残業
 - 電話番号： 0120-794-713（フリーダイヤル）
- (3) 周知・啓発の実施
 - 事業主等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用等により、キャンペーンの趣旨等について広く国民に周知を図ります。